車両規則書

EVクラブくまもと

１．シャシ･ボディについては以下の各項を満たした自作のものに限る。

(1) 車両サイズは全長3.0m、全幅1.2m、全高1.6 m 以内とする。但しコーナーリング中のホイールのはみ出しは可とする。

(2) 車輪数は３輪または４輪であり、それらは走行中常に接地していなければならない。

(3) 運転姿勢は運転時、ドライバー頭部がつま先より前に位置してはならない。

(4) 制動装置はドライバーが乗車した状態で８%の勾配で静止できるブレーキを備えること。操作部から独立した２系統のブレーキを備えるのがのぞましい。

(5) 走行装置は人力を含め、走行補助となりうる機構の装置は一切認められない。

２．モーター・駆動系は自由である。

３．走行のための電池について、充電は認められない。公式練習および予選時の走行には別途バッテリーを用意しなければならない。その際の形式・性能・個数等は自由とする。

支給するバッテリーは、特別規則の項で提示される物とする。

４．電装品については以下の各項のとおりとする。

(1) 走行用モーターの駆動エネルギーとなる電力を貯蔵できる電気二重層・コンデンサー等の搭載は禁止する。

(2) 電気配線は、車検にて外からその取り回しが確認できる状態でなければならない。

(3) レース時は支給されたバッテリー以外のいかなる電池も搭載できない。ただし、次に掲げるものを除く。＝各メーターおよび搭載無線のための電池、換気扇用の電池、警笛用の電池

(4) 駆動用モーターによる回生制動は認められる。

５．安全性について、以下の各項を守らなければならない。

(1) 車両の外側及びコクピット内に危険な突起物があってはならない。

(2) ドライバーは、グローブとヘルメット及び靴を装着すること。

(3) ドライバーは、電気ショックから保護されていること。

(4) 緊急の場合に備え、ドライバーは速やかに自力で脱出できること。

(5) 警笛（クラクション、ベル等）を装備すること。

(6) 安全な走行を確保する視界を有すること。

(7) 後方視界を確認できるバックミラーを装着すること。

６．ゼッケンについては大会運営側が支給するゼッケン（210mm × 150mm）２枚を参加車両左右側面、および前面の確認しやすい場所に貼り付けなければならない。

また、本大会が定めるスポンサー等のステッカー（車両デザインに影響しない程度の大きさ）も、同様に貼り付けなければならない。

ジュニアクラスに該当する高校などの学校チームは、学校名の文字を車体に表示することがのぞましい。

７．車検について、競技に参加する全ての車両は、参加チーム員およびドライバー立ち合いのもと車検を受けなければならない。車検においては以下の各項に注意する。

(1) 大会運営側より車両の修正を命じられ、これを時間内に行えない場合は、競技に参加することができない。

(2) 車検終了後は、車両規則に定めた内容に関して変更してはならない。

(3) 競技終了後、全参加車両に対して再車検を行うことがある。

以上\_\_